

評価委員会における評価の進め方（平成 22 年度）（案）

1．評価委員会の開催について

「千葉県水道局中期経営計画」に定める基本目標 1～4 について、2 回に分けて評価委員会（以下「委員会」という。）を開催し評価を行う。評価は、以下により行う。

- （1）第 16 回委員会（6～8 月開催予定）：基本目標 1 及び 2
- （2）第 17 回委員会（6～8 月開催予定）：基本目標 3 及び 4

2．評価の進め方

評価については、「千葉県水道局中期経営計画進行管理方針」に定める「施策評価調書」（別記様式 1、以下「様式 1」という。）、「評価調書（基本目標別）」（別記様式 2、以下「様式 2」という。）及びこれらに付随する資料等（以下「調書等」という。）を用い、基本目標ごとに以下（1）～（6）の手順により行う。

なお、計画事業が終了した重点推進事業については、「達成重点推進事業に係るフォローアップ調書」により事後の内部的検証を行い、結果を委員会に報告する。

調書等は、委員会開催前に委員に送付し、あらかじめ質問・意見等をいただくものとします。

- （1）内部評価結果の概要について様式 2 に基づき事務局から説明
- （2）あらかじめ委員から選定された施策（重点推進事業）の取組状況・内部評価結果について、様式 1 に基づき施策担当課から説明
- （3）質疑応答
- （4）状況により、欠席委員から事前に提出された意見等の紹介
- （5）（2）以外の施策について質疑応答・欠席委員の意見紹介
- （6）評価

3．評価の判断

基本目標単位で、委員の合議により行う。委員間で評価が異なり、調整が付かない場合は、採決を行う。（「千葉県水道局中期経営計画事業等評価委員会設置要綱」第 5 条第 3 項の規定による。）

4．様式 2 における「外部評価委員会の総評」の記載について

委員からの意見を踏まえ、委員長又は委員長が指名した者が記載し、委員の合意を得るものとする。

5．様式 2 における「外部評価委員会での主な意見」の記載について

事務局において記載し、委員の合意を得るものとする。

6．その他

委員会による評価を進める上で必要な事項については、委員会で協議しこれを決定する。